

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構会費規程

制 定 平成17年 3月14日

最終改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構定款（以下「定款」という。）第8条第1項に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）の会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の種類)

第2条 会費の種類は、入会金、1事業年度毎の年会費、臨時会費、臨床実習開始前共用試験（以下「臨床実習前共用試験」という。）受験料及び診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下「臨床実習後共用試験」という。）受験料とする。

(入会金)

第3条 定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、定款第7条第1項に規定する正会員資格を取得した際に別表に定める入会金を納入しなければならない。

2 理事長は、理事会の決議に基づき、新たに正会員になる者に対して、前項に規定する入会金に加え、施設負担金を納入するよう命ずることができる。

(年会費)

第4条 正会員は、1事業年度毎に別表に定める年会費を納入しなくてはならない。

2 年会費には、総会の決議において必要と認めた場合、特別管理費を加えることができる。

(臨時会費)

第5条 正会員は、総会の決議において臨時会費を徴収することが決定した場合は、定められた臨時会費を納入しなくてはならない。

(臨床実習前共用試験受験料)

第6条 正会員は、別表に定める受験者1人当たりの金額に受験者数を乗じた金額を臨床実習前共用試験受験料として納入しなければならない。

2 再受験者についても前項と同様とする。

3 受験者数及び再受験者数が増加した場合は、増加分の受験料を納入しなければならない。

4 受験料納入後に受験者数及び再受験者数が減少した場合、減少分の受験料は返還しない。

(臨床実習後共用試験受験料)

第6条の2 正会員は、別表に定める受験者1人当たりの金額に受験者数を乗じた金額を臨床実習後共用試験受験料として納入しなければならない。

- 2 受験者数が増加した場合は、増加分の受験料を納入しなければならない。
- 3 受験料納入後に受験者数が減少した場合、減少分の受験料は返還しない。

(金額)

第7条 会費の額は、理事会の決議を経て総会において決定する。

(会費の使途)

第8条 第3条から第5条までに定める入会金、年会費及び臨時会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

- 2 第6条及び第6条の2に定める臨床実習前共用試験受験料、臨床実習後共用試験受験料は、毎事業年度における合計額の全額を公益目的事業に使用する。

(納入時期)

第9条 機構は、会費額確定後、速やかに請求書を発送し、正会員は、請求書を受領後2か月以内に納入しなければならない。

- 2 第6条第3項及び第6条の2第2項の規定に基づき増加した受験料についても前項と同様とする。

(納入方法)

第10条 会費の納入方法は、機構が指定する金融機関への振込みとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は平成17年3月14日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成16年12月17日現在の共用試験実施機構参加者については適用しない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条の2に規定する実習後共用試験受験料については、この規程の施行後5年を目途に見直すものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条，第4条，第6条及び第6条の2関係）

区 分		金 額	備 考
入会金		250,000円	
年会費		1,514,000円	
年会費（特別管理費）		592,000円	歯学部のみ
臨床実習前共用試験受験料	医学系	33,000円	
	歯学系	25,000円	
臨床実習前共用試験再受験料	医学系	33,000円	
	歯学系	25,000円	C B Tのみ
臨床実習後共用試験受験料	医学系	20,000円	
	歯学系	30,000円	